

# 相談サービスによる 「ふじのくに型福祉サービス」の展開

## 地域包括支援センターとは…

- 地域で暮らす高齢者を、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支えるために設けられており、県内には平成30年4月1日現在、160箇所あります。
- 運営は市町または市町から委託された法人（社会福祉法人等）が行っており、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等の専門職が配置されています。
- 家庭で抱える問題も複雑化しており、地域包括支援センターに寄せられる相談の内容には、高齢者、障害のある人、子ども等の問題が複雑に絡み合い、様々な制度や支援機関をまたがって対応を求められる場合もあります。こうした相談にも対応できるよう、様々な工夫を行い、垣根のない相談対応を行っているセンターも増えています。
- 市町ごとに担当エリアを設定しています。最寄りの地域包括支援センターについては、お住まいの市町高齢者福祉担当課までお問い合わせください。



## 具体的な実施内容は…

### ①総合相談

**高齢者に関するご相談なら、なんでもご相談できます。**

- \* 介護に関する相談以外にも、福祉、医療等に関することはもちろん、どこに相談したらよいのかわからない心配ごとや悩みを相談できます。
- \* 高齢者本人はもちろん、高齢者の家族、高齢者の近所の皆様も相談できます。一人で悩まず、お気軽にお問い合わせください。

### ②介護予防

**自立して生活できるよう支援します。**

- \* 介護保険の要介護認定で要支援1要支援2と判定された方や、支援が必要となるおそれが高い人を対象に地域包括支援センターが介護予防ケアプランを作成します。
- \* 高齢者が自立して生活できるよう、各市町が実施している介護予防プログラム等を紹介します。

### ③権利擁護

**高齢者の権利を守ります。**

- \* 虐待を早期に発見したり、成年後見制度（判断能力が低下した場合の財産管理等）の紹介や消費者被害防止などに対応します。

### ④地域のネットワークづくり

**暮らしやすい地域をつくります。**

- \* 高齢者の様々な問題を解決するために、医療機関を含めた様々な関係機関とのネットワークを活用し支援します。
- \* 地域で働くケアマネジャーが日常業務をしやすいように、医療機関やサービス事業者等との連絡調整をしたり、暮らしやすい地域をつくります。

## 特色ある取り組み

### 出張相談会の開催

**御殿場市地域包括支援センター富岳  
((福)富岳会へ委託)**

法人内に障害のある人の相談機関もあり、相互に連携を取り、同行訪問等を行っている。スーパーで出張相談会を開催し、遠の方でも気軽に立ち寄ることができる身近な相談所として活用してもらっている。また、地域包括支援センターの活動のPRにもなり、地域に根ざした活動につながっている。

### 定期的な連絡会の開催

**東伊豆町地域包括支援センター(町直営)**

福祉を管轄する課（住民福祉課）と介護保険等を管轄する課（健康づくり課）が分かれているが、定期的又は緊急時に両課のミーティング（福祉・介護連絡会）を開催し、困難事例や虐待事例における相互の連携、役割分担の確認や新規事業の検討等を行っている。

**浜松市地域包括支援センター北遠中央  
((福)天竜厚生会へ委託)**

定期的に開催している地域連絡会（参加者は、保健師・代表民生委員・ケアマネジャー・介護保険事業所・社会福祉協議会・病院関係・警察・包括・市等で構成）で経過報告を行い、情報を共有するとともに、相談支援事業所及び保健師・病院と連携し、必要に応じて同行訪問している。

### 立地を活かした連携

**中伊豆地区地域包括支援センター  
((福)あやめ会へ委託)**

伊豆市役所中伊豆支所内にあるため、教育委員会や建設部等と連携を取りやすい。例えば、対象家庭に小・中学生がいる場合は、教育委員会や学校とも連携して支援している。また、対象者が市営住宅に在住の場合は、当該関係部署と連携して対応している。

**川根本町地域包括支援センター(町直営)**

同じフロアに直営の地域包括支援センターと障害担当部署である、健康福祉課地域福祉室が隣にあり、多様な問題を抱える家庭には、地域包括と健康福祉課地域福祉室が同行訪問して対応するほか、地域ケア会議等にもつなげ、専門機関と連携しながら問題解決にあたっている。

**菊川市地域包括支援センター(市直営)**

市役所窓口の一部や社会福祉協議会も併設されている総合保健福祉センター内にあり、高齢者だけでなく、生活困窮や障がいのある人、児童、また健康に関する相談があつた場合にも連携を取りやすく、多機関での相談対応や支援をすることができる。例えば、家族が高齢者の介護保険申請に関する相談に来所した際に、健康診断の申し込みをしたり、障がい関係の手続きを済ませたりするなど、1回の来所で用事を済ませることのできる利便性もある。

**浜松市地域包括支援センター和合  
((福)聖隸福祉事業団へ委託)**

地域包括支援センターが障害者相談支援事業所と同じフロアにあるため、相談支援事業対象の場合はすぐに相談員に連絡できる。また、障害のある人も同居している方の相談の場合は、障害者相談支援事業所と役割分担して支援している。障害のある人のサービス事業も同一建物内で運営しているため、利用の際に、親世代の相談にのることができます。例えば障害のある人を介助していた親の認知症が進み、子どもへの支援が困難になった場合は、障害のある人本人への支援量を増やすとともに、親への支援は地域包括支援センターが担当。サービス利用時にも、障害のある人本人からの相談にのることができておらず、相談者の利便性がある。